

# 2019年度 第5回協議会・パブリックコメントで頂いたご意見

資料①

<パブリックコメント実施結果> 募集期間:2020年(令和2年)1月24日(金)~2月24日(月) 8名(計17件(該当意見は左記に番号を掲載))の方からご意見をいただきました。

ご意見	主な該当箇所	回答
<b>第1編「本計画について」</b>		
<b>2. 本計画の策定について</b>		
<b>2.4 基本理念</b>		
① ・バリアフリー法が想定する、「高齢者や障害者等にとってのバリアフリー化」のみでなく、すべての人々にとってのユニバーサルデザイン化を図る、ユニバーサルデザインのまちづくりを進めるための計画としてはどうか。	—	7頁 本計画は、バリアフリー法に基づく法定計画として策定するものですが、本市の「誰ひとり取り残すことなく助け合うまちづくり」という考えのもと、共生社会の実現に向けて、障害の有無や年齢、性別、国籍等にかかわらず、誰もが安全で快適に移動できるよう、利用者視点に立った、ユニバーサルデザインのまちづくりを全市的に進めることを基本理念に掲げています。
② ・ユニバーサルデザインとバリアフリーの違いが分かるよう、説明が必要では。	—	7頁 「ユニバーサルデザイン」と「バリアフリー」の定義を記載しました。
<b>2.5 基本理念の実現に向けた基本目標</b>		
— ・目標②「当事者・市民参画による計画の推進」とあるが、「計画・事業の推進」とした方が、内容が相応しいし、計画だけでなく事業も当事者参画で進めることがわかって良いのではないか。	当事者・市民の意見を反映した質の高いユニバーサルデザインの実現	8頁 「当事者・市民参画による計画・取組の推進」と修正しました。
<b>2.7 計画・取組の継続改善と見直し</b>		
— ・継続改善が重要なポイントとなるが、現在は計画の継続改善の記載はあるが、バリアフリーの継続改善についての記載が弱い。もう少し追記すべきでは。	(1)進捗管理・当事者参画による継続改善	9頁 「2.7 計画・取組の継続改善と見直し」・「(1)進捗管理・当事者参画による継続改善」と修正し、「また、計画だけでなく、具体的な取組についても多様な当事者から利用者視点の意見をいただき、対話を通じて、ユーザビリティの向上や取組の改善につなげていけるよう、「当事者参画の仕組み」を創設し、継続的に運用していきます。」と追記しました。
<b>第2編「ユニバーサルデザインのまちづくりを進めるための方針（マスタープラン）」</b>		
<b>1. ユニバーサルデザインのまちづくりの基本方針</b>		
<b>1.2 当事者・市民の意見を反映したユニバーサルデザインのまちづくり</b>		
③ ・2019年度に実施された、まちあるき点検(林崎松江海岸・西明石)で参加者から出された意見や提案について、この計画や、それぞれの場所での改善にとどまらず、今後、市内各所での工事や改修の際に応用できるのではないか。	①市の施設整備への利用者意見の反映	11頁 「あかしユニバーサルモニター制度」や「まちあるき(バリアフリーチェック)」等を活用しながら計画・設計段階において多様な利用者や現地や計画内容の確認を行い」と修正しました。
<b>1.3 安全・安心なまちを支えるユニバーサルデザインの都市基盤整備</b>		
④ ・都市基盤整備において、障害当事者等の多様な利用者の意見を、バリアを除去する「バリアフリー」のみでなく、「ユニバーサルデザイン化」に向けて反映すべき。 ・「安全安心なまちを支える都市基盤整備」から「ユニバーサルデザインによる都市基盤整備」に改めるとはどうか。	—	13頁 「安全・安心なまちを支えるユニバーサルデザインの都市基盤整備」と修正しました。 また、「1.2 当事者・市民の意見を反映したユニバーサルデザインのまちづくり」(11頁)のとおり、ハード整備にあたっては、計画・設計・施工の各段階において、当事者や市民の意見を反映しながら実施する等、ユーザビリティの向上を図ることとしています。
⑤ ・北朝霧丘、東朝霧丘、西朝霧丘、中朝霧丘は、買い物難民・選挙難民のような世帯が多い。(他地域では、会員向けに無料送迎を行っている民間商業施設もある。) ・また、選挙の際に投票所まで行きにくい方もいる。それらを克服できる移動手段として、高齢者の声を聞く機会を設けながら、モビリティの開発をお願いしたい。	①誰もが移動しやすい交通体系の構築	13頁 バス路線の再編や次世代モビリティ、新技術の活用も視野に入れ、各種交通手段の適切な役割分担により、すべての市民が安全で円滑に移動しやすい交通体系を構築していくこととしています。 また、地域の交通課題やニーズに配慮し、交通環境整備を進めていきます。

ご意見	主な該当箇所	回答
<b>1.3 安全・安心なまちを支えるユニバーサルデザインの都市基盤整備</b>		
⑥ ・歩道橋の劣化が進んでいるところが多く、自転車やベビーカーでも通れるバリアフリーの歩道橋を計画してほしい。 ・特に谷八木歩道橋は、多くの園児や小学生が利用するが、手すりを持つといつも子供の服や手に歩道橋の劣化した粉などが付く。兄弟を連れてベビーカーで送り迎えをする時も信号までの道も遠く、信号までの道のりもガタガタで道幅も狭く大変危ない。スロープ付きの歩道橋へ新しく修繕してほしい。	①すべての人にやさしい道づくり	15頁 「すべての人にやさしい道づくり」として、本計画に位置付けられる生活関連経路は連続したバリアフリー化を進め、生活関連経路以外の道路についても、地域課題やニーズ等を踏まえ、重要度や緊急性を評価・優先順位付けし、バリアフリー化を進めることとしています。 ご意見にある谷八木歩道橋は、兵庫県により設置・管理が行われ、「ひょうごインフラ・メンテナンス10箇年計画」に基づき修繕等が行われています。当該歩道橋は、『2028年度までに修繕・更新等の対策を概ね完了』箇所の一つとして位置付けられており、2023年度までに修繕方法の検討から実施予定です。
⑦ ・(横断歩道整備・改修の主体となる)県警との連携を十二分に図ることが必要。	③横断歩道のユニバーサル化の検討	15頁 「交差点の安全な横断方策について、障害者や地域住民の意見等を踏まえながら検討し、警察等の関係機関と連携のうえ、必要な整備を行います。」と修正しました。
⑧ ・民間施設のバリアフリー化については、企業や事業者に対しての啓発や連携、民間事業者の主体的取組の促進についても記述が必要では。	②民間施設のバリアフリー化をできることから実現	17頁 「民間事業者によるバリアフリー化の促進に向けた啓発や後押しを行うとともに、多様な特性に応じた接遇の向上を図るため、研修機会の提供を行います。こうした取組を通じ、民間事業者の主体的な取組につなげていきます。」と追記しました。
⑨ ・総合福祉センター、高齢者憩の家、中央体育館等、市の施設で和式トイレが多い。また、暖房便座がないため、冬場は冷たく、障害者・高齢者にとって使い心地が悪い。既存施設のトイレの質の向上をお願いしたい。	③誰もが快適に利用できるトイレ整備の推進	17頁 「利用者の特性や利用者数を踏まえた適切な整備を、公共施設で推進すると共に、民間事業者にも整備を求めていきます」と記載しています。トイレの改修の際には、多様な当事者や市民からヒアリングの上、整備を進めていきます。
<b>1.6 ユニバーサルツーリズムの推進</b>		
⑩ ・ツーリズムに、地域の史跡、「故郷の道をたずねて(教育委員会)」、ため池などの追加を考えてほしい。	(3)当事者のニーズに応じた観光情報等の提供	23頁 「また、モニターツアーを開催するなど、関係機関と連携して当事者視点によるユニバーサル観光資源や地域資源の発掘・活用に取り組む」と修正しました。
<b>1.7 災害時・緊急時に対応したユニバーサルデザインのまちづくり</b>		
⑪ ・「大規模災害時や事故等の緊急時に、情報の入手や避難等について配慮や支援が必要な方」が、「高齢者、障害者等」と限定的な印象を受ける。 ・災害時等には、国、文化、言葉、障害の有無等にかかわらず、すべての人が安全・迅速に避難できることが大切となるので、それを連想できるような記載に変更してはどうか。	—	24頁 「大規模災害時や、事故等の緊急時に、情報の入手や避難等について配慮や支援が必要な高齢者、障害者、外国人等、誰もが安全かつ速やかに避難できるよう、」と修正しました。
— ・福祉避難所の開設時には医療機関とも連携しているので、「行政、地域、事業者等が連携して推進します。」の文言に「医療機関」を追加してはどうか。	(1)当事者参画と支え合いによる地域防災ネットワークづくり	24頁 「行政、地域、医療等の関係機関、事業者等」と修正しました。
<b>2. バリアフリー化の優先的な促進が必要な地区(移動等円滑化促進地区)の設定</b>		
<b>2.2 「移動等円滑化促進地区」の設定</b>		
⑫ ・促進地区に位置付けられなかった地域については、どのようなソフト対策がなされるのか。	—	27頁 28頁 促進地区に位置付けられていない地域については、本計画の基本理念や基本目標、基本方針に基づき、必要に応じた事業を実施し、ユニバーサルデザインのまちづくりを進めます。 また、今後、地域の自主的な取組と連携した「ユニバーサルデザインのまちづくり推進モデル地域」を指定し、多様な参加者による現地調査、バリアフリーマップの作成等の取組や地域活動の後押しを行っていきます。
⑬ ・促進地区については、移動の連続性確保を進めてほしい。	—	27頁 28頁 促進地区については、各地区の目標や取組方針に基づき今後、具体的な事業・取組を定める「基本構想」を策定し、面的な移動の連続性確保を進めます。

ご意見	主な該当箇所	回答
<b>2.2 「移動等円滑化促進地区」の設定</b>		
<p>⑭ ・小学校を基点とする促進地区の設定も考えられるのでは。児童が通学し、学校行事へは地域も参加する。指定避難所ともなるほか、本市では、小学校単位の協働のまちづくりを推進しており、地域(まち協)主催行事の中心となっている。 ・また、市民センター基点の地区設定も考えてもよい。</p>	—	<p>27頁 ～ 33頁</p> <p>本計画では、災害時に避難所となる小学校を生活関連施設として位置付けるとともに、「小学校が地域活動の拠点として重要な施設である」との考えのもと、今後、まちづくり協議会等の地域団体とも連携した「ユニバーサルデザインのまちづくり推進モデル地域」の指定についても検討していきます。 また、市民センターについては生活関連施設に位置付け、バリアフリー化を促進することとしており、ご意見を今後の検討の参考にさせていただきます。</p>
<b>2.4 生活関連経路の設定</b>		
<p>— ・明石運転免許更新センター周辺は、センター利用者等が多く集まるため、周辺の整備を進めていくべきではないか。</p>	—	<p>30頁 35頁</p> <p>「明石運転免許更新センター」を地区外の主要な施設として位置づけ、図面に掲載しました。また、生活関連経路以外の路線であっても、歩行者等の安全性確保が早急に必要な路線等が必要な箇所については、対応していきます。</p>
<b>3. 移動等円滑化促進地区の方針</b>		
<b>3.2 JR明石駅・山陽電鉄山陽明石駅周辺地区</b>		
<p>⑮ ・明石駅周辺は、多くの来訪者や海外からの観光客などに対するユニバーサルデザイン化という視点も必要では。 ・取組方針に、初めてまちに来た人が、どこに何があり、どんな施設が利用できるのかわかるような取組を記載してはどうか。</p>	(4)地区の取組方針	<p>36頁</p> <p>4点目の記述を、「市民や来訪者も含めて、障害の有無、年齢、性別、国籍等にかかわらず誰もが安心して外出を楽しむことができるよう、「あかし案内所」を拠点としたユニバーサルツーリズムの推進」と修正しました。</p>
<b>3.5 JR魚住駅周辺地区</b>		
<p>⑯ ・地区への移動経路のバリアフリー化もしくは移動手段の充実。JR魚住駅であれば圏外の守池住宅、青葉台住宅、金ヶ崎鉄筋住宅などから容易に移動ができることが必要。</p>	—	<p>42頁 43頁</p> <p>移動等円滑化促進地区では、基本的には多くの市民等が利用する駅等を中心とした、主に徒歩による移動経路を想定していますが、ご意見のように地区内外の移動の円滑化についても重要と考えています。 1.3(1)①「誰もが移動しやすい交通体系の構築」(13頁)において、各種交通手段の適切な役割分担により、すべての市民が安全で円滑に移動しやすい交通体系を構築していくこととしています。</p>
<b>3.8 山陽電鉄林崎松江海岸駅周辺地区</b>		
<p>— ・総合福祉センター新館の喫茶スペースに券売機が設置され、視覚障害者が利用できなくなった。</p>	—	<p>48頁 49頁</p> <p>限られた人数の中で迅速に対応し、金銭の安全管理を行うため券売機を導入しておりますが、これまでと同様にスタッフによる声掛けを行うとともに、ご意見を受け、券売機への点字記載及び呼び出しベルの設置をしました。</p>

ご意見	主な該当箇所	回答
<b>その他のご意見</b>		
<p>⑰ 道路や設備を新設・改修する際は、環境に配慮することを徹底してほしい。  具体的には  ・短期・長期的に自然生態系や人間に影響がないかを有識者、専門家等に確認し、その結果を市民に公開し、市民の判断を仰いでほしい。  ・”SDGs未来都市明石”に相応しいよう、100年先も使えることを想定し、数年で劣化してごみが出たり無駄になるようなことは避けてほしい。  ・工事に伴う騒音や化学塗料の匂いは人間や自然・動物達にとって悪影響がある。人体や生態系への影響を市民に公開し、意見を聞いてから工事してほしい。</p>	—	<p>本市では、自然環境保護の観点から、市において絶滅の危機にある種などを示した明石市レッドリストを作成し、工事関係部局などと情報を共有するなど、道路や設備等の新設・改修工事にあたり、環境配慮に努めているところです。  今後、気候非常事態宣言を機に、省資源・省エネルギー、自然環境保全、廃棄物減量等に配慮し、環境負荷を低減するなど、関係部署と連携をとり、環境に配慮した取組を一層推進することとしています。</p>
—	—	—
—	—	—
—	—	<p>福祉避難室の位置及び階層、避難所から学校入口や多目的トイレのバリアフリー状況、災害種別に応じた避難場所について追記しました。(参考資料①)</p>
—	—	<p>現状、エレベーターは障害のある児童生徒が在籍する学校への整備、トイレは老朽度合いに応じ改修を図っています。今後の整備については、ご意見を参考に、改修内容や整備・改修の優先度について検討していきます。</p>
—	—	<p>明石養護学校は、最初に開設する小・中学校の避難所が不足する場合などに追加で開設する避難所に指定しています。福祉避難所に指定を変更するにあたっては、医療的看視を行うためのスタッフの配置等の課題を整理する必要があります。  市としても、福祉的、医療的看視ができる福祉避難所の確保が課題となっていることから、まずは医療機関など民間施設との協定の拡充により、安心できる福祉避難所の確保を検討したいと考えております。</p>
—	—	<p>トイレの適正利用の徹底を公園利用者に周知することと併せて、多目的トイレの利用時間の見直しについて「障害者差別解消法」や「障害者配慮条例」に照らし、引き続き検討していきます。</p>
—	—	<p>不適切なトイレ利用が原因であるので、市民に適正な利用や、多目的トイレを必要とする人がいることについて、周知を徹底・継続してほしい。</p>